

令和 2 年度 事業計画

感染症拡大への対応と終息後の価値観の変化を展望して

一般社団法人 公立大学協会

I はじめに

新型コロナウイルス感染症が全国的に広がっています。政府は4月7日、7都府県を対象に改正新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を発出し、16日にはその対象を全国に拡大しました。すべての公立大学は、それぞれの地域の状況に応じた感染防止対策を講じ、適切な学修環境の整備に尽力されていることと存じます。

本協会においても、遠隔会議システムによる運営会議（会長・副会長・事務局長）を逐次開催し、各大学の状況を共有したうえで、政府等への緊急要望を行うとともに、会員校からの情報収集とそのまとめの提供について取り組みを進めています。そうした中で、当面の協会活動において、4月の理事会及び5月の定時総会については、議決事項を書面審議とし、必要な情報等については、代替的な方法で順次、提供することとしました。

目下の感染症の拡大局面の現状のもとで協会の役割をどのように機能させるかが問われます。感染症の拡大が継続するのか、終息に向かうのか、見通しがつかない中で、今年度の事業については例年の事業の継続を基本に据えながら、各事業の意味を改めて問い直し、刻々と変化する環境に応じて、柔軟に実施していくことになります。会員校の皆様からは、こうした活動の方向性についてご理解を賜り、ここに示す事業計画について、忌憚のないご意見を頂戴できますとありがたく存じます。

公立大学は地域と共にある「地（知）の拠点」です。地域の安全、健康、福祉、豊かさを支える人材を育成する公立大学にとっては、大学自体のみならず、地域の未来への持続可能性に対して大きな責任を負っています。すでに設置自治体からなんらかの協力要請のあった大学もあろうかと思えます。教育内容についても、遠隔授業の本格的な導入など、大きな変革が迫られています。設置自治体の首長と直接対話し、積極的な提言を行う機会でもあります。

会員校が情報やノウハウを共有し、力を合わせてこの難局を乗り越えていきましょう。新しい時代を創造する地域人材育成という役割を果たすために、ご尽力・ご協力をよろしくお願いいたします。

会長 鬼頭 宏

Ⅱ 事業計画(重点事業)

1 要望活動等 ― 新型コロナウイルス感染症への対応

この間、本協会では修学支援新制度について、公立大学に対する国による直接の財政措置の実現を強く訴えてきました。結果、地方交付税制度による支援となりましたが、同制度としては異例の「無償化対象学生数に、学校の種別等に応じた一人当たり単価を乗じることにより算定」する方針が示され¹、設立団体経由ではありますが、支援に要する実額が措置される形に結実しました。

一方、感染症の全国的な広がりの中で、相対的に厳しい経済状況におかれた公立大学生²は、家計の急速な悪化や、学生生活を支えるアルバイト機会喪失の危機に直面しており、大学と設置自治体が協力して早急に支援を進める必要があります。さらには、公立大学においては、必要な予算措置を講じて遠隔授業等の環境整備が急がれています。

こうした状況の推移を把握し、公立大学として事態に対応するための要望活動等を強めていくことが求められます。

(1)状況把握

- 会員大学における対応の現状を把握し、要望事項等を明らかにする。
- SNS、遠隔システムなども併用しながら、会員大学間の活発な情報共有をはかる。

(2)継続的な要望活動

① 文部科学省に対し

- 「感染症」に関する学生支援対象に公立大学生を追加すること。
- 大学等における遠隔授業の環境構築支援の対象に公立大学追加すること。
- 感染症の影響による各種の申請・報告等の申請期限延長等への配慮を行うこと。

② 総務省に対し

- 学生支援、学修環境整備に関する地方財政措置の確実な実施。
- 緊急経済対策に関連する公立大学への投資的な経費への地方財政措置の確実な実施。

③ 全国公立大学設置団体協議会に対し

- 学生支援、学修環境整備に関する設置団体としての責任を確実に果たすこと。

(3)国公立大学の垣根を超えた連携

- 地域あるいは社会全体の今後の高等教育の在り方を見通しつつ、国公立大学の柔軟な連携の構築を視野に入れて、今後の活動を展望する。

¹ 総務省内簡「令和2年度 普通交付税の算定方法の改正について」

² 日本学生支援機構(2018)「平成28年度学生生活調査」p.53

2 70 周年記念行事

平成期は地方分権の流れ³のなかで、高等教育の担い手としての地方自治体の役割がクローズアップされ、公立大学は 39 大学から 93 大学まで急増しました。また、この間、公立大学法人制度により公立大学の運営に関する制度的枠組みも整えられ、現在、公立大学には自大学の発展とともに、設置自治体との協働のもとで地域の高等教育の将来像を描くことが求められるようになっていきます。

公立大学協会 70 周年にあたっては、平成期の公立大学の発展を振り返るとともに、コロナ後の社会の価値観の変化を予測しながら、2040 年に向けての公立大学の将来像を展望することになります。

以下、記念行事等に関する事業計画を示しますが、今後、感染症拡大状況の推移を踏まえて、実施時期等の判断を行います。

(1) 記念式典・シンポジウム

- 公立大学の今後の 20 年を展望する内容とする。

(2) 10年間の記録誌の発行

- 平成期の公立大学の発展を総括的に記述する。
- 2010 年以降の公立大学協会の事業展開を記録にとどめる。

(3) LINKtopos の活動の振り返り

- 東日本大震災から生まれた学生交流を振り返り、成果を確認する。
- 公立大学間の学生の国内留学の制度化など、今後の展望を確認する。

(4) シンボルマークの設定ほか

- 公立大学協会の役割にふさわしいシンボルマークを設定する。
- そのほか、協会の発展に資する事業を行う。

³ 平成 5 年度の衆参両院における「地方分権の推進に関する決議」等。

3 公立大学に関するガバナンスコードの策定

例えば、経済財政諮問会議においては、地方大学に対し理工系に限らず「STEAM 人材育成」の文脈での支援強化を求めると同時に、「文部科学省が中心となって基準を明確化し、（中略）公立大学への地方財政措置等に大胆にメリハリをつけて配分すべき。」といった意見も示され、国政全体においても公立大学への関心が高まっています。

社会のこうした動きに対応しつつ、2040 年を展望し、公立大学がさらなる発展を遂げるためには、教育研究機関としての公立大学への信頼と、設置自治体行政への信頼の、二つの信頼を獲得していかなければなりません。そうした信頼を社会に示すために⁴、公立大学のガバナンスに関する指針（ガバナンスコード）の検討を引き続き行うこととします。

新しい指針の作成には、感染症をはじめとする新たな社会的危機に対抗する学術の創造的な拠点として、公立大学の使命を再確認する必要があります。また、会員校のみならず、設置自治体や様々な経営体が有する知見を創造的に組み合わせていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の拡大・終息の状況を見極めつつ、可能な形で順次議論を活性化させていきます。

（1）公立大学の使命を再確認する（例示）

- ① 高度な教育機会の提供と高等教育の機会均等
- ② 地域の持続的発展と地域間格差の是正
- ③ 高度な研究成果の提供により、新たな社会課題について広く国際社会へ貢献

（2）公立大学の多元的なガバナンスを考慮する（例示）

- ① 新たな時代の知識を創造する学術を基盤としたガバナンス
- ② 地域の未来課題に即した知の創造を実現する地方分権的なガバナンス
- ③ 効率的・効果的な経営を実現するガバナンス

⁴ いわゆるコーポレート・ガバナンス改革においては、「コーポレートガバナンス・コード」及び「スチュワードシップ・コード」が車の両輪として機能することが期待されている。後者は、機関投資家が建設的な対話を通じて、投資先企業の中長期的な成長を促し、適切に受託責任を果たさせるための原則である。

4 公立大学研究・支援のためのコモンズの形成

各公立大学からの切実な要請や、『公立大学の将来構想』⁵における提言を踏まえて、今後の公立大学の発展に向けて、公立大学の政策や経営に関する研究を進める連携拠点（コモンズ）を構築します。

当面、基礎的な検討、研究等を進めつつ、新型コロナウイルス感染症の終息の状況を見極めて、活動の活性化を図ることとします。

（1）政策研究のためのコモンズ

- 文部科学省の政策の重要性は言うまでもないが、現在総務省においても、公立大学に関連する地方創生政策の手直し、また「公立大学施設の整備」への地方財政措置の新設などの政策が重みを増している。公立大学に関する多様な政策動向についての研究が必要。
- 設置自治体の高等教育政策の特徴を踏まえ、設置団体に提案する政策アイディアに関する研究が必要。

（当面の活動の方向性）

- 公立大学長及び専門研究者により構成される研究会等により研究を深める。

（2）教学マネジメントのためのコモンズ

- 自大学の実態に即した教学マネジメント体制を構築するための支援が必要⁶。
- 大学改革（内部質保証活動、IR 活動支援を含む）を大学主導型へ転換し、教育・研究力を実質的に高める。

（当面の活動の方向性）

- 教学マネジメント担当する教職員の研鑽。
- 特にコロナ感染症拡大下での、遠隔授業を含む様々な取り組みについての情報共有。

（3）大学経営人材育成のためのコモンズ

- 法人化された大学では、プロパー職員の育成、幹部職員登用、派遣職員との役割分担など、人事制度に関する研究課題は多い。
- コロナ感染症下での研修の在り方、研修コンテンツの開発が求められている。

（当面の活動の方向性）

- 事務局長、事務職員により構成される研究会で研究を深める
- 現在の状況下で可能な研修コンテンツ等を積極的に開発（以下例示）

⁵ 公立大学協会『公立大学の将来構想 ガバナンス・モデルが描く未来マップ』（2019年5月）p.17

⁶ 「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日 大学分科会）

1 公立大学に関するSD研修資料のビデオ化(例示)

- ① 公立大学とは（急増した公立大学、公立大学法人化、公立大学の財政）
- ② 大学改革の概要（大学設置基準の大綱化からグランドデザイン答申まで）
- ③ 公立大学法人制度（制度の特徴、目標・評価、経営）
- ④ 公立大学における教職協働（教職協働の制度化、公立大学の特徴）
- ⑤ 公立大学の質保証（評価制度の概要と公立大学における実質化の課題）
- ⑥ 公立大学の設置団体政策（平成期の急増と政策の特徴）

2 テキストの作成(例示)

- ① 公立大学職員基礎知識ガイドブック（改定版）
- ② 平成期の公立大学の設置政策
- ③ 公立大学のガバナンスと質保証

5 「大学教育質保証・評価センター」の積極活用

公立大学は、設置自治体の評価等への適切な対応とともに⁷、事務の簡素化と内部質保証の実質化を両立させていく必要があります。公立大学協会の設立した「大学教育質保証・評価センター」の認証評価については、2020年度にさっそく7つの公立大学が受審します。公立大学は、それぞれの大学の判断のもとで、センターの認証評価を積極的に活用し、公立大学の発展に資する評価を作り上げていくことが求められます⁸。

先にも述べたように、現在、公立大学への地方財政措置について、大胆なメリハリをつけた配分を求める議論も出ています⁹。そうした流れに対応するためにも、公立大学の強み、特色等を設置自治体や社会に強くアピールする評価も求められます。

(1) 評価事業の積極的活用

- 評価センターの会員への加入を推進し、センターの認証評価の着実な活用をはかる。
- 公立大学の特色ある地域貢献活動等をアピールするための外部評価を構想する。

(2) 内部質保証の研究および支援

- 認証評価の受審を通じた大学改革の推進を実質化する
- 公立大学全体としての質保証システム（法人評価との連動等）を構想する。

⁷ 国立大学法人については、国の検討会議において、国立大学法人と国との「自律的契約関係」の再定義、あるいは「国立大学法人評価」「認証評価」「重点支援評価」の廃止も含めた抜本的簡素化等についての議論が開始されている。

⁸ 国立大学法人評価については、2020年度より「国立大学法人評価委員会は、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に認証評価の結果を踏まえて国立大学法人評価を行う」こととなる。

⁹ 第5回経済財政諮問会議（令和2年4月15日）

Ⅲ 事業計画(細目)

2020年度の事業については、例年の事業の継続を基本に据えながら計画を示しますが、感染症拡大の状況の変化に応じて、柔軟に実施していくことになります。

1 委員会活動

- ① 各委員会を適宜開催するとともに、必要に応じ作業部会等を設置する。
- ② 必要に応じ、各担当課題に関する各公立大学の現状等の把握を行うため、アンケートを実施し、その結果を各委員会あるいは作業部会等における課題研究等に活用する。
- ③ 各委員会の担当事項に関し、会員校が議論を深めるためのコモンズの構築を目指す。
- ④ 協会創立70周年事業のための検討の場を必要に応じ設ける。
- ⑤ 各委員会の担当課題等業は下表のとおり。

委員会	担当課題	主な担当事項／設置する作業部会等
第1委員会	公立大学の政策に関する事項	○ 設置団体政策 ○ 地域の高等教育の将来像（地域連携プラットフォーム） ○ 関係省庁、自治体との連携（四者協議） ○ 公立大学間の学生交流
		（作業部会等） ● LINKtopos（公立大学学生大会）企画チーム ● 政策研究のためのコモンズ
第2委員会	公立大学の教学に関する事項	○ 高大接続（入試改革、教育の質保証を含む） ○ 公立大学の研究の推進 ○ 公立大学の国際化の推進 ○ 公立大学の学生支援（障害者差別解消法、就職）
		（作業部会等） ● 入試に関する作業部会 ● 教学マネジメントのためのコモンズ
第3委員会	公立大学の経営に関する事項 公立大学協会の組織及び活動に関する事項	○ 公立大学法人経営（財務、人事、評価） ○ 情報公表による質保証 ○ 教職員のSD活動の推進（研修の実施） ○ 公立大学に関する調査及び広報
		（作業部会等） ● 情報公表と質保証に関する作業部会 ● 大学経営人材育成のためのコモンズ

2 地区協議会活動

- ① 各地区において地区協議会を開催し、政策課題に関する各地区共通テーマを議論する。
- ② 各地区協議会の判断により、設置団体に対しオブザーバー参加を呼びかける。
- ③ 各地区協議会の判断により、研修に関する事業を実施する。

3 部会活動

- ① 各部会の自主的な判断において協議テーマ等を設定し部会を開催する。
- ② 要請に応じ、学部長、学科長に対する研修に関する事業を提供・実施する。
- ③ 部会未加入の学部に対し参加を呼びかける。

4 学長会議、その他の協議会等

- ① 学長会議を年2回開催する。
- ② 副学長等協議会、事務局長等連絡協議会を開催する。
- ③ 副学長等協議会及び事務局長等連絡協議会に、必要に応じて分科会等を置き、委員会との連携のもとで、課題に関する検討を進める。
- ④ 時期を選び、一般公開のフォーラムや会員が参加できる研究会を公立大学の問題意識に基づいたテーマで実施する。

5 調査事業

- ① 政策研究の基本的情報を得るために公立大学実態調査を実施する。
- ② 公立大学政策に関する調査について、項目を厳選し実施する。調査結果等について、会員大学へ提供すると共に、情報公表推進の立場から必要に応じ公表する。

6 広報事業

- ① 協会ホームページの更新、充実をはかるとともに、政策情報等を整理して示すポータルを構築する。
- ② 各公立大学を紹介する冊子として「公立大学2020」を作成し、Web上でも公開する。
- ③ 公立大学の情報公表に関し、例えばIRを研究・推進する外部機関や、大学ポートレート等との連携をはかる。

7 研修事業

- ① 定時総会、学長会議等に日程を併せ、学長研修会を開催する。
- ② 地区協議会、部会等の基盤的事業において、研修の要素を積極的に盛り込む。
- ③ 公立大学に関する基礎研修、公立大学職員セミナー、公立大学政策研修等の公立大学職員を対象とした、知識修得、意識啓発を目的とした多角的な研修事業を実施する。
- ④ 法人会計、教務ほか、業務別の研修を行い、専門性の向上をはかる。
- ⑤ 公立大学協会事務局に会員校職員を研修生として受入れるとともに、会員校の職員育成事業との多様な連携を行う。
- ⑥ その他、必要に応じ、公立大学職員が行う自主研鑽の機会等を支援する。

8 渉外活動

- ① 国際交流活動としてJACUIE(国公立大学団体国際交流担当委員長協議会)、UMAP(University Mobility in Asia and the Pacific; アジア太平洋大学交流機構)に参加する。
- ② 我が国の国公立大学団体が共同で行う事業への参加等、必要な渉外活動を行う。

9 公立大学生の交流事業への支援

- ① 公立大学学生大会の開催について、企画チームを設置し支援する。
- ② 公立大学の学生交流の仕組みについて検討を進める。

10 定時総会・理事会

- ① 定時総会を5月25日に開催する。
- ② 理事会を4月、7月、10月、1月に開催する。必要に応じ臨時の理事会を開催する。

常置委員会名簿

第1委員会 政策、地域連携、研究

	所 属・役 職	氏 名（敬称略）	地 区
委員長	山口県立大学長	加登田 恵子	中国・四国
副委員長	宮城大学長	川上 伸昭	北海道・東北
委 員	高知県立大学長	野嶋 佐由美	中国・四国
〃	京都府立医科大学長	竹中 洋	近畿
〃	産業技術大学院大学長	川田 誠一	関東・甲信越
〃	滋賀県立大学長	廣川 能嗣	近畿
〃	宮崎公立大学長	有馬 晋作	九州・沖縄

第2委員会 教学、学生支援、国際化、入試、就職

	所 属・役 職	氏 名（敬称略）	地 区
委員長	山梨県立大学長	清水 一彦	関東・甲信越
副委員長	福岡県立大学長	柴田 洋三郎	九州・沖縄
委 員	群馬県立県民健康科学大学長	高田 邦昭	関東・甲信越
〃	東京都立大学長	上野 淳	関東・甲信越
〃	愛知県立大学長	久富木原 玲	東海・北陸
〃	岩手県立大学長	鈴木 厚人	北海道・東北
〃	大阪府立大学長	辰巳砂 昌弘	近畿
〃	新見公立大学長	公文 裕巳	中国・四国

第3委員会 経営、人材育成、情報公開

	所 属・役 職	氏 名（敬称略）	地 区
委員長	青森公立大学長	香取 薫	北海道・東北
副委員長	北九州市立大学長	松尾 太加志	九州・沖縄
委 員	長野大学長	中村 英三	関東・甲信越
〃	三重県立看護大学長	菱沼 典子	東海・北陸
〃	大阪市立大学長	荒川 哲男	近畿
〃	神戸市外国語大学長	指 昭博	近畿
〃	下関市立大学長	川波 洋一	中国・四国